

40480

教科書文庫

4
110
32-1913
2500.0 27856

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

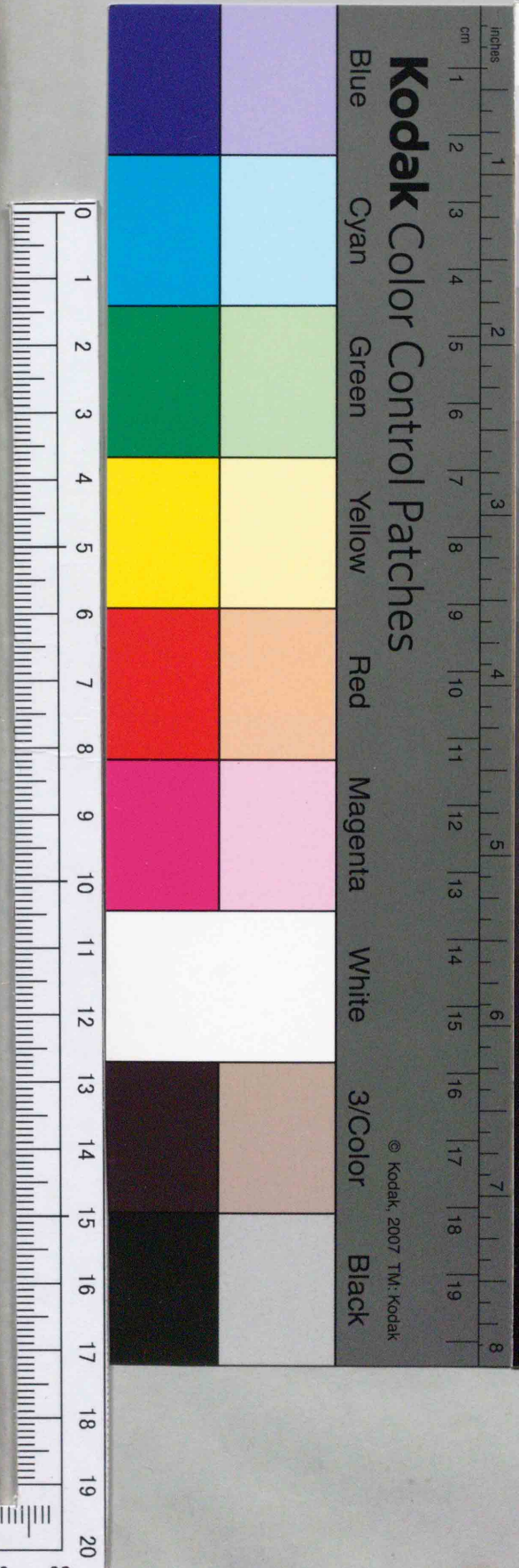


© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak



教科書文庫
4
110
32-1913
2500027856

高等小學修身書 卷二

文部省

兒童用



教科書文庫
4
110
32-1913
2500027856



高等小學修身書 卷二

兒童用



文部省

登録番号
27856
分
37593
類
M

広島大学図書
2500027856

桐原

野村靖美

春
機
年
祭
新
堂
及
野
明

目 録

第一課	建國	一	第十四課	徳器	四十六
第二課	御歴代天皇の御盛徳	四	第十五課	公益世務(一)	五十
第三課	國體の精華	八	第十六課	公益世務(二)	五十三
第四課	忠	十一	第十七課	國憲國法(一)	五十六
第五課	孝	十四	第十八課	國憲國法(二)	六十
第六課	友愛	十七	第十九課	義勇奉公(一)	六十三
第七課	夫婦	二十	第二十課	義勇奉公(二)	六十六
第八課	朋友	二十四	第二十一課	皇運扶翼	七十
第九課	恭儉	二十八	第二十二課	忠孝一致	七十二
第十課	博愛	三十二	第二十三課	皇祖皇宗の御遺訓(一)	七十五
第十一課	修學	三十五	第二十四課	皇祖皇宗の御遺訓(二)	七十七
第十二課	習業	三十九	第二十五課	一徳	八十
第十三課	智能	四十三	第二十六課	勅語下賜	八十二

教育ニ關スル勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹
ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心
ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精
華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝
ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ
博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ
德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ
重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天
壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良
ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰ス
ルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ
俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外
ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其德
ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

戊申詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此
相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益國交ヲ修メ
友義ヲ惇シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコトヲ期
ス顧ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセム
トスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戰後日尙淺ク庶政
益更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉
產ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就
キ荒怠相誠メ自彊息マサルヘシ

抑我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成
跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠
ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局
ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇
猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威德ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ爾臣
民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

御名 御璽

明治四十一年十月十三日

内閣總理大臣副署

高等小學修身書卷二 兒童用

高修二

第一課 建國

皇祖皇宗の我が國を開き給ふや其の規模廣大にして
永遠に亙りて動くことなからしめ給へり。教育に關す
る勅語に「皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ」と宣へるは
此の義を諭させ給へるなり。

天照大神の神勅に曰く「豊葦原瑞穗國は我が子孫の君
たるべき地なり。汝皇孫ゆいて治めよ。寶祚の隆^{さか}えまさ
んこと天壤とともに窮なかるべし。」と。此の神勅は實に
我が建國の大本を明かに示させ給へるものにして、君

臣の分茲に定まり皇位の天地と共に窮なからんこと、是に由りて知るべきなり。

皇孫瓊杵尊の神勅を奉じ諸神を伴ひて此の國に降り給はんとするに際し、大神はまた三種の神器を尊に授け給ひ、此の鏡を視ること我を見るが如くせよ」と詔し給ひき。それより三種の神器は御歴代踐祚と共に相承け給ふこととなれり。

瓊瓊杵尊より彦火火出見尊を経て鷓鴣草葺不合尊に至るまで三世の間日向の高千穗宮におはしまして靜かに徳を養ひ給へり。かくて神武天皇に至り、遼遠の地未だ王化に霑はざるを慨かせ給ひ、天業を恢弘せんに

は永く西偏に留るべからずとて、舟師を率ゐて東方に進ませ給ひ、遂に大和地方を平定し、都を橿原に定めて御即位の禮を擧げさせ給へり。

天皇の都を定め給はんとするとき、詔を下して、今當に山林を披き宮室を營みて恭しく寶位に臨みて人民を鎮むべし。かくして上は天神の國を授け給ひし徳に答へ、下は皇孫の正を養ひ給ひし心を弘め、然る後六合を兼ねて都を開き八紘を掩ひて宇とせんこと亦可からずや」と宣へり。又御即位の四年には、我が皇祖の靈天より降鑒して朕が身を光し助け給へり。今諸虜既に平ぎ海内事なし。天神を祀りて大孝を申ぶべし」と詔して、靈

時を鳥見山に立て皇祖天神を祀らせ給へり。建國の規模宏遠なること此の如くして、國初より今に至るまで萬世一系の天皇相繼ぎ給へり。これ萬國に比類なき所なり。我が國は世界の舊國にしてしかも國運の年と共に進むもの豈偶然ならんや。

明治天皇御製

神代よりうけし寶をまもりにて

治めきにけり日の本つ國

樞原のとほつみおやの宮柱

たてそめしより國はうごかず

第二課 御歴代天皇の御盛徳

御歴代の天皇は天祖の神勅を奉體して身を正しうし道を行ひ民を愛し教を垂れ以て範を萬世に遺させ給へり。勅語に「徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ」とあるは此の意を述べ給へるなり。

仁徳天皇は難波の高津宮におはしまして天下を治め給へり。或日高臺に登りて四方を望み給ひしに、炊煙の立ちのぼること疎なりしかば、これ百姓貧しくして炊がざる者あるが爲なるべし、畿内すらかかる有様なれば遠き地方にては如何あらんと思召し、詔して三年の間課役を除き給ひき。かくて天皇は衣食の料を節し給ひ、宮垣は崩るれども造らせ給はず、茅茨壞るれども葺

かせ給はざりしが、三年の後再び高臺より望み給ひしに烟氣盛に起りたりしかば、天皇は皇后に語りて「朕既に富めり。百姓の貧しきは朕の貧しきなり。百姓の富めるは朕の富めるなり。」と宣ひき。

崇神天皇の詔に曰く、「我が皇祖諸天皇等の御位に登らせ給ふは豈一身の御爲ならんや。蓋し神祇を祭り人民を治めて天下を経綸し給ふ所以なり。今朕皇位を繼承して人民を愛育す、如何にしてか皇祖の跡に遵ひて永く無窮の祚を保たん。」と。文武天皇の御製の詩の中に、「朕常に夙夜に念へらく、何を以て拙心を匡たさん。猶往古を師とせずば何ぞ元首の望を救はん。」と宣ひ、光格天皇の

高修二

高修二



後櫻町上皇に贈らせ給へる宸翰しんかんの中に、自身を後にし天下萬民を先とし、仁惠誠信の心、朝夕晝夜に忘れさせ給はざること、を仰せ給へり。明治天皇の御製にも

久方の空にはれたる富士の根の
高きを人の心ともがな

白露のおきふし毎に思ふかな

民の草葉のさか行かん世を

と詠ませ給へり。是等によりて御歴代天皇の徳を重んじ給ふことの深く民を愛し給ふことの厚きを知るべきなり。

第三課 國體の精華

皇祖皇宗國を肇め給ふことの宏遠に徳を樹て給ふことの深厚なるは既に學びたるが如し。而して我が國の臣民は常に天皇を尊び又よく父祖に事へて世世忠孝の美風をなせり。勅語に「我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セル」と宣へるは是なり。

り。

長き年代の間には武將の政を擅にせしこともなきにあらざりしかど、皇室を尊ぶの念は嘗て國民の心より離れたることなく、皇室の大事に際しては忠臣の身命を顧みずして之に赴かざるはなかりき。和氣清麻呂、楠木正成、北畠親房等は其の著しき者なり。又我が國民は父母に事へてよく孝を盡し、祖先を敬して祭祀の禮を厚くせり。此の如くにして國民心を一にして忠孝に勵み世世善美なる習俗をなし來れり。上に皇祖皇宗の國を肇め給ふこと宏遠に徳を樹て給ふこと深厚なるあり、下に忠孝の念深き臣民の世世其

の美を濟すあるは實に我が國體の純且美なる所なり。而して我が國の教育の基づく所も亦此にあり。我等教育を受くる者はよく此の國體を辨へて永遠に之を保持せんことに努めざるべからず。勅語に「此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス」と宣へるは此の意を垂示し給へるなり。

凡そ世界に國をなすものは各其の固有の特色を有せざるはなし。これ其の建國の基礎を異にし歴史を異にすればなり。而して我が國は萬國無比の國體を有す。我等我が建國の大本と國體の精華とを知る者は益、我が國の特色を發揮し克く忠に克く孝にして此の善美な

る國體を擁護せざるべからず。此の如くにして我が大日本帝國臣民たるに恥ぢざるを得べきなり。

明治天皇御製

國民は一つ心にまもりけり

遠つみおやの神のをしへを

第四課 忠

君に忠を盡すは我が國道德の第一義なり。天祖の神勅に基つき、建國の初より君臣の分儼げんとして定まり、我等の祖先は皇室に忠を盡すを以て第一の本務となし、世世之を實踐して千古の美風をなせり。我等は之を繼承して益、其の美を發揚せざるべからず。

平和を重んずるの精神は文明の進歩すると共に次第に發達せり。明治天皇の平和に大御心を用ひ給ひしは明治三十七年宣戰の詔、戊申詔書等につきて之を拜察し得べく、今上天皇陛下も先帝の御志を繼ぎて常に平和を重んじ給ふ。我等は之を服膺して平和の爲に盡すの念なかるべからず。されど萬一暴力を以て我が國威を傷つけんとするものあるときは臣民たる者身命を捧げて防禦の事に當るべきなり。又たとひ身は戰場に立たずとも各、其の分に應じて奉公の事に力を盡さざるべからず。これ我等が戰時に於て忠を君に致すの道なり。

高修二

高修二

平時にありて忠君の道を全うするはよく身を修め家を齊へ各、其の本分を盡して我が國運の發展に資するにあり。我等が勇士の戰場に臨める心を以て其の業に勵むは平時に於ける忠君の道と謂ふべし。明治天皇の御製に曰く

うつせみの世は安らかに治まりぬ

われをたすくるおみの力に

と。

我等は祖先以來世世皇室の御恩澤に浴するものなれば、天皇陛下に忠を盡すは臣民の本務なるのみならず又報恩の道なることを知らざるべからず。殊に我が國

にありては皇室と臣民との關係由來する所甚だ久しく、國を擧げて一大家族の趣をなし、君臣の間恰も家長の家族に於けるが如く親の子に於けるが如きものあれば、臣民たるものは常に敬愛の誠を盡して天皇陛下に事へまつらざるべからず。雄略天皇の詔にも「義は乃ち君臣情は父子を兼ね」と仰せられたり。

第五課 孝

古語に孝は徳の本なりといふ。子として父母に孝なるは人情の自然にして道德の根源なり。孝を重んずるは我が國古來の美風なれば、勅語に我等臣民の守るべき道を示させ給ひて第一に「父母ニ孝ニ」と宣へり。我等は

高修二

高修二

常に孝道を守りて聖旨に副ひ奉り又益、我が國の美風を發揚せざるべからず。

孝行の道は父母を敬愛し其の命に従ひ其の心を安んずるにあり。古人曰く「樹靜かならんと欲すれども風止まず、子養はんと欲すれども親待たず」と。父母の健かに在すは子たる者の無上の幸福たるを思ひ、和氣愉色を以て朝夕之に事ふべし。

祖父母に事ふるには父母に事ふると同じく敬愛の誠を致すべし。祖先を尊崇するも亦孝の道なり。神武天皇國內を平定し給ひたる後、皇祖天神を祀りて大孝を申べ給ひしは躬を以て範を萬世に垂れさせ給へるもの

なり。故に孝道を全うするには、獨り父母祖父母を敬愛してよく之に事ふるのみならず、常に祖先を尊崇して祭祀の禮を厚うし其の墳墓を大切にすべし。又父祖の志を繼ぎ、父祖の美風を傳へ、常に身を修め業に勵みて家名を揚げんことに心掛くべきなり。

凡そ父祖に孝ならんと欲する者はかりそめにも忠君の道を怠るべからず。我等の父祖は皇室に事へて誠忠を致したるものなれば、我等が君に忠を盡すは父祖の志を繼ぎ父祖の遺風を顯すものにして、やがて父祖に孝なる所以なり。是を以て我が國にては忠を離れて孝の存することはなきなり。

明治天皇御製

むらぎもの心盡して報いなん

おほし立てたる親の恵に

たらちねのみおやの教あらたまの

年經るままに身にぞしみける

第六課 友愛

兄弟は兩手の如く又幹を同じうして連れる枝の如し。同じ父母より生れて骨肉の親、相斷つべきものにあらざれば、互に友愛の道を盡さざるべからず。勅語にも「兄弟ニ友ニ」と垂示し給へり。

兄弟は喜憂を共にし誠意と溫情とを以て互に扶助し

以て家門の繁榮を圖るべし。其の共に父母の膝下にある時は固よりの事なれども、年長じて各居を異にするに至りても互に往來し音信を通じ相親しみ相助けて、永く友愛の道を失ふべからず。

頼春水は安藝の竹原の人なり。家世世染物を業とせしが、春水學問に長ぜしを以て擧げられて藩の儒者となれり。末弟杏坪も亦藩に用ひられしが、妻と共に長兄の家同居し、七年の久しきに互りて終始睦まじかりき。後杏坪の高き役に拔擢せらるるや、春水は其の榮進を喜び文を作りて之を祖先の靈に告げたり。春水歿するに及び、其の嗣子聿庵いん猶若かりしかば、次弟春風しゅんぷう藩命を

受け居處竹原と廣島との間を往來して其の家塾を輔くることとなりしが、杏坪は己が家に新に一室を設け、春風の廣島に來る毎に此の室に宿らしめ、己も室を同じうして起臥し心を傾けて之を慰めきといふ。頼氏の兄弟の如きは互によく友愛の道を盡したるものと謂ふべし。

兄弟の間は親睦を旨とすれども又長幼の序を正しくせざるべからず。兄姉は弟妹より年齢も長じ經驗にも富むものなれば、兄姉は常に弟妹をいたはり又己が行を慎みて其の模範となるやう心掛け、弟妹は兄姉を敬ひ愛してよく其の教に従ふべし。且父母は其の子の不

和なるを見て心を傷むること甚だしきものなれば、兄弟互に友愛の道を守りて親睦和合するは父母の心を安んずる所以にして亦實に孝道の一端なりとす。兄弟の外我等に親密なる關係を有するものは伯叔父母、從兄弟姉妹の如き親類なり。親類の間にありても長幼尊卑の禮を正しうすると共に常に常に親愛の念を以て相交らざるべからず。

明治天皇御製

千代よばふこゑぞにぎはふ山松の

つらなる枝のひろき園生は

第七課 夫婦

勅語に「夫婦相和シ」と宣へるは夫婦たる者の朝夕服膺すべき御訓なり。夫婦互に此の御訓を守るときは一家の幸福を進め家運の隆昌を致すことを得べし。夫は家業を執り公の事にたづさはり、妻は家事を治め家業を助け、各其の分を守りて一家の爲に盡すべし。自ら恣にして己が任務を怠り、親しきに狎れて其の分を亂るが如きは深く戒むべき所なり。夫は妻を愛護し、妻は夫に従順にして貞節を守ることが要す。夫婦の間固より親愛の情をかるべからずと雖も、禮を守りて相敬するにあらざれば眞によく和合することを得ざるなり。夫婦相和して家家の秩序は整ふ

べく、家家の秩序整ひて一國の風俗は善美となるべし。されば夫婦の和合は良風美俗の源をなすものなり。夫婦は相助けて家を維持するものなれども夫は一家の主人なれば妻は夫の命に従ふべし。夫唱へ婦隨ふは我が國古來の教なり。されど夫たる者は其の性行を高潔にし妻の任務を尊重すべく妻に對して專恣の舉動を爲すべからず。皇太后陛下の御歌に曰く

むつまじき中洲にあそぶみさごすら
おのづからなるみちはありけり

と。

寛政の頃徳川幕府の士に小出大助といふ人ありき。初

は身分卑かりしかど、職務に精勤なりしかば次第に登庸せられて代官となり更に郡代となり、到る處治績あり。人民其の徳を慕ひ祠を立てて之を祀るものあるに至りしが、後昇進して二の丸御留守居役となりたり。大助の妻をゑちといふ。資性貞淑にして善く夫に事へ舅姑に奉じ又善く子女を教へ、禮節を重んじ儉素を守りて家政を齊へたり。大助諸官に歴遷し、劇職に在ること多年に及び、心を其の職に專にすることを得たるは妻の助によること多かりき。大助の母年七十を踰え脚疾に罹りて行歩に堪へざりしが、ゑちは常に善く之を介抱し飲食衣服の事を初め萬般の事に心を盡して事へ

たり。其の子漸く長じて武藝を學ぶに及び、冬月にあたり毎朝稽古に赴くや、必ず早く起出でて自ら食事を整へたり。又其の子を督して學問に勵ましめ、其の怠るを見るや、此の遊惰兒を生めるは何事ぞと言ひて泣悲しみしかば、諸子皆奮勵して良き士となりたり。

明治天皇御製

正しくもおひしげらせよ教草

男女のみちをわかちて

第八課 朋友

君臣の誼親族の情の外にありて、最も親しき關係を有し、相助け相益して事を俱にするものは朋友なり。され

ば古來君臣父子兄弟夫婦と共に朋友を數へて五倫とは稱するなり。

勅語に「朋友相信シ」と宣へり。朋友の間は信を以て相交らざるべからず。信とは心に誠ありて言行に偽なきを謂ふ。而して言ふ所を履行はんとならば初に當りて其の事の義理に合するや否やを考へざるべからず。然らずば後に至りて之を果すこと能はず、爲に不信の譏を招くべし。古語に「信義に近ければ言復むべし」といへるは是なり。此の如く信と義とは離るべからざるものなれば、また之を稱して信義の道ともいふなり。朋友は信義を以て交り、永く其の交を變ふべからず。利

害の爲に其の交を變ふるが如きは甚だ賤しむべき行なり。又朋友の災厄に罹るを見ては進んで之を救ふの心掛なかるべからず。明和の頃美濃に伊藤冠峰といふ學者あり、南宮大湫といふ學者と親しく交りたり。大湫江戸に移らんとて妻子を親戚の許に預け、一年も過ぎなば必ず迎へ取らん。と言ひ殘して出發せ



高修二

高修二

り。大湫江戸に出でたる後、火災に遭ひ家産を失ひて困窮に陥りければ、二年餘を過ぐれども、妻子を呼迎ふること能はざりき。冠峰深く其の妻子の情を憐み、己も亦貧しき身なりしかど、田地家屋を質入してやうやく其の旅費を調へ、人を附けて之を大湫の許に送らせたりといふ。

朋友はよく之を擇ばざるべからず。善き人と交るときは知らず識らず善き風に化せられ、悪しき人と交るときはいつしかまた其の悪風に染むが故なり。古語に曰く「麻の中の蓬は矯めざるに自ら直し」と。又曰く「水は方圓の器に隨ひ、人は善惡の友による」と。

善を責むるは朋友の道なり。朋友に正しからざる行あらば忠告して之を改悛せしむべし。又朋友より忠告を受くるときは喜んで之を聴くべし。朋友は赤心を開きて互に不善に陥らざるやう相誠め、共に智徳の發達を圖るべし。

明治天皇御製

過をいさめかはしてしたしむが

まことの友のこころなるらむ

第九課 恭儉

勅語に「恭儉己レヲ持シ」と宣へり。我等は身を肅みて無禮の舉動をなさず、又常に自己を檢束して放肆ならざ

るやう努めざるべからず。

我等は他の人人と共に此の世に生活するものなれば、無禮なる舉動をなし又放肆にして檢束する所なきときは、常に自己の品位を損ふのみならず、他人との交際を全うすること能はず社會の秩序をも紊るに至るべし。恭儉己を持するは實に自己の品位を保つ上に必要缺くべからざると共に、他人との交際を圓滿にし社會の秩序を維持する所以の道なり。

内に恭敬の念あれば自ら外貌に現る。容儀服裝を正しくして人に接するは内に恭敬の念あればなり。對話の際に言語を慎み坐作進退の法を失はざるが如きも亦

然り。禮儀は恭敬の念の外に現れたるものにして、其の法式は時勢の推移に隨ひて多少の變動あれども、禮儀の重んずべきは古今に通じて變ることなし。恭敬にして禮儀を守るは何人に對しても必要なれども、己より年長ぜる者身分高き人に對しては殊に言語舉動を慎み、聊かにも輕忽疎簡の行なきやう心掛けざるべからず。長幼の序を重んじ貴賤の分を明かにするも我が國古來の美風なり。

自己を檢束するには勇氣なかるべからず。倨傲尊大にして他人を蔑視し放恣なる振舞をなすは實は自己を檢束するの勇氣に乏しきものなり。虚榮心に驅られて

外見を飾るが如きも亦其の勇氣に乏しきの致す所なり。

儉約にして無益に貨財を費さざるも亦自己を檢束する所以の一なり。我等は常に自己の身分を顧みて相當の生活をなすことに注意せざるべからず。又獨り現在の有様のみを見ずして將來の事をも慮るべきなり。一家の生計を營むには收入の如何を考へて支出を定め、常に幾分の貯蓄をなすの心得なかるべからず。儉約は吝嗇の謂にあらず。故によく儉約を守る者は平生自ら檢束して用を節すれども、必要あるに當りては財を散じて吝まざるなり。

明治天皇御製

思ふことおもふがままになれりとも

身をつつしまむことを忘るな

第十課 博愛

君臣父子兄弟夫婦朋友はいづれも其の間に相愛するの情なき能はず。我等は之を擴充して博く他の人人を愛すべく、又其の不幸を憐み其の困苦を救ふべきなり。勅語に「博愛衆ニ及ホシ」と宣へり。

博愛とは親疎内外の別なく博く他の人人を愛するの謂なれども、之を施すには自ら先後緩急の順序なかるべからず。即ち親より疎に近より遠に及すべし。又延い

ては禽獸蟲魚の類をも憐むべきなり。

世には生れながらにして不具廢疾の者あり、孤獨にして怙恃を失へる者あり、病氣災厄等の爲に困苦に陥れる者あり。是等の人に對しては誰か惻隱の心を起さざらん。孟子曰く「惻隱の心無きは人に非ず」と。既に惻隱の心あらば是等の人を憐みて親切を盡し慈善を施すべし。これ亦博愛の道なり。

我が國民は古來博愛仁慈の情に富み、敵對交戦の場合に於てもよく敵人を憐みたり。史上其の例に乏しからず。今其の二三を擧ぐれば、楠木正行が攝津の安部野に敵を破りたる時、川に落ちて流るる敵兵數百人を救

ひ上げしめて衣類を給し又藥を與へて其の疵を療治せしめたるが如き、文祿征韓の役に加藤清正が俘虜を撫恤し島津義弘が敵味方戦死者の爲に供養碑を建てたるが如き、近くは明治三十七八年戦役に上村艦隊が蔚山沖にて溺死せんとしたる敵の人員六百餘人を救ひたるが如き是なり。

博愛慈善の事業も亦昔より行はれ、聖武天皇の皇后は飢者病者の爲に悲田施藥の兩院を建て給ひ、淳和天皇の皇后は棄兒孤兒を收め乳母を雇ひて養育せしめ給ひ、和氣廣虫も多くの棄兒を集めて養育せり。現時に於ては赤十字社、濟生會を初め、感化院、孤兒院、慈善病院等

の設あり。我等は益かかる事業を發達せしむることに心掛けざるべからず。

明治天皇御製

國のためあたなす仇はくたくとも

いつくしむべきことな忘れそ

第十一課 修學

知識を廣め徳性を養ふには學問を修めざるべからず。勅語に「學ヲ修メ」と宣ひて我等に修學を勧め給へり。人に賢愚の別あるは天賦の性能に因ることもあれども、修學に努むると否とに因ること多し。少年の時は修學に最も適する時期なれば特に勉強して學問を修めざ

るべからず。

學校に在る間は教師の命に従ひて日日の課業を勵みなば智徳を増進することを得べし。されど學校を卒業せる後は意を用ひて自ら學を修むることに努めずば知識を廣め徳性を養ふこと能はざるべし。常に自ら學を修むるは日進月歩の世に立つの道なり。

學を修むるには寸陰をも惜しまざるべからず。學校を卒業して職業に従事する者には殊に此の心掛を必要とす。嘗て丹波に石田梅巖といふ人ありき。寶永四年、二十三歳にして京都に上り或商家に雇はれたり。世に神道を説き弘め人たる道を勧めんと志し、商に出

高修二

高修二

づるにも書を懐にし、少しの暇にも之を讀みたり。又朝は傍輩の起出でざるうちに、夜は人の寢静りたる後に



書を讀みて、主人の用事は少しも闕かざりき。かくして梅巖は學問大いに進み、立派なる學者となり、遂に心學といふ教を開くに至れり。

書籍は必ず之を精讀すべく、決して疎漏なる讀方をなすべからず。多くの書籍を見ても反復熟讀せざるとき

は其の益少し。今日は印刷の術大いに進みたるが故に新舊の書籍の發行せらるるもの多ければ、殊に良書を選択して之を讀むことに注意すべきなり。

修學は特に徳性を養ふに大切なるものなり。梅巖の傍輩に博く書を見たる者あり。或時梅巖に其の志を語りて「我はひろく學問して今の世の博識になりたき望なり」といふ。梅巖「我はさにあらず、古の聖賢の行を學び、あまねく人の手本となるべしと思ふなり」といひければ、其の人深く之に服しけりとぞ。

明治天皇御製

物學ぶ道に立つ子よおこたりに

まされるあたはなしと知らなむ

第十二課 習業

人の世に在るや各業とする所なかるべからず。而して其の業とする所はよく之に習熟せざるべからず。たとひ學を修めて知識を廣め徳性を養ふとも、實地に當りて業を執ること能はざるときは世に立ちて人たるの務を全うすることを得ざるべし。これ學を修むると共に業を習ふの必要ある所以なり。勅語に「業ヲ習ヒ」と宣へり。

人の執るべき職業には種類多けれども、其の職業の何たるを問はず、正しき心を以て之に従事する者は世を

益し人を利し、必ず世人より尊敬せらるべし。人の尊ばると否とは職業の種類に因るにあらずして、其の人の徳性と功績とに因るなり。

凡そ業を執るには専心忠實を旨とし、堅忍不拔の精神を以て之に當らざるべからず。又時勢の變遷と學術の進歩とに顧みて之が改良を圖るの志なかるべからざるなり。明治天皇の御製に曰く

雨だりにくぼみし軒の石みても

かたきわざとも思ひすてめや

と。

淡路に賀集珉平といふ人ありき。或時和泉の堺港にて

京都の陶工尾形周平に逢ひ、製陶の事を聽きて大いに感動し、家に歸りて窯を築き諸方の土石を採來りて試みに茶器を製せしが、なほ一時の遊戯に過ぎざりき。其の後池内村にて白土を發見し、之を持歸りて焼試み、其の頗る陶器に適するを知るに及び、更に大いなる陶窯數箇を築き各地より職工を雇ひ來りて古陶器を模造せしめしに、技術未だ精しからずして屢失敗せり。されど珉平は毫も屈せず、益志を勵まして此の事に當りしかば、稍見るべきの成績を得たり。是に於て珉平は専ら力を製陶の事に盡さんと決心し、京都に往きて周平を訪ひ自ら技を習ふこと數月、次いで周平を其の家に聘す

ること一年半、其の間熱心に土石釉薬いやくの性質、製作の
法等を研究して發明する所多かりき。珉平は更に黃南
京花瓶の素質、色澤を模せんと企て、百方工夫を凝して
成功せり。それより綠、紫、白、淺黃等の滑澤釉を施したる
ものをも製出し、遂に淡路燒又は珉平燒の名をして四
方に喧傳せしむるに至れり。明治四年珉平年七十六を
以て其の家に歿せり。

我等が學を修め業を習ひて智徳を増進するは師の恩
に頼るもの多し。されば古來師恩を君父の恩と並べ稱
して之を重んぜり。師を敬するは弟子たるものの本分
なり。師に事ふるには言語應對を鄭重にし、坐作進退の

禮を慎み、常に從順にして其の教訓を守るべし。又師の
爲には喜んで身を役し、勞に服するの心掛をかるべか
らず。而して一たび師事したる人に對しては永く其の
恩を銘記し、終生恭敬の心を失ふべからず。

第十三課 智能

勅語に「智能ヲ啓發シ」と宣へるは知識を廣め才能を進
むるの義を垂示し給へるなり。知識を廣め才能を進む
るには學を修め業を習はざるべからず。學を修め業を
習ふの目的の一は實に智能の啓發にあるなり。
古來文明は年を逐ひて次第に發達し來りしかど、近時
に於て種種の學術技藝は非常なる進歩をなし、其の結

果大いに吾人の福利を増進するに至れり。例へば法律にありては民法・商法等の規定備り、經濟界にありては銀行・保險等の制度整ひ、教育は益進歩して諸種の學校・博物館・圖書館等の設立を促し、氣象の觀測は愈正確となりて航海業・漁業等の發達を助けたり。又汽車・汽船・電車・自動車・航空機の如き、電信・電話の如き、瓦斯燈・電氣燈の如き、紡績機械・寫眞機械・印刷機械・蓄音器の如き、いづれも輒近に於ける發明にして皆知識と才能との賜なりと謂はざるべからず。

今の世にありて事を爲すには學理の應用に努めざるべからず。學理の研究は固より専門家の手に屬すれど

も之を應用するは實際の業に當れる者の力に由ること多し。されば我等は學を修め業を習ひて智能を啓發し、よく學理を應用して日用の便益を圖らざるべからず。これやがて身を立て家を興すの道なり。

智能の啓發は獨り一身一家の爲にのみ大切なるにあらざるなり。方今世界の氣勢を見るに、各國互に交誼を厚うして和親往來すれども、一面にては激烈なる智力の競争によりて互に優勝なる位置を占めんとするものなり。されば國家を愛するの心ある者は斷えず自ら智能の啓發に努めて其の業とする所に従ひ、或は農業を改良し或は商工業の進歩を圖り、以て國家の隆昌を

期すべきなり。

明治天皇御製

世の中の人におくれを取りぬべし

進まむ時にすすまざりせば

第十四課 徳器

勅語に「徳器ヲ成就シ」と宣へるは徳ある有爲の人となるの義を垂示し給へるなり。學を修め業を習ふの目的の一は徳器を成就するにあり。而して徳器を成就するは實に我等の最も大切なる務なりとす。

人にして道德なければ人たるの價値なし。道德を重んずる者はたとひ貧賤の境涯にありとも、俯仰天地に恥

高修二

高修二

づることなく又世の尊敬を受くべし。之に反して道德を輕んずる者はたとひ一時は富貴の身となるとも、心中常に不安の念なき能はざるべく又世の指彈をも免れざるべし。中江藤樹の近江聖人と稱せられ、永く世人に追慕せらるるは徳行の致す所なり。

徳ある人とならんが爲には常に修徳の工夫を積まざるべからず。修徳の工夫は獨居して人なき處にても其の行を慎み、性癖の偏する所を反省して之を矯正し、又過失を改め私欲に克ちて善良なる習慣を養ふにあり。自己に適切なる訓言を選択し之を座右の銘とするは古今東西の賢哲が實行したる所にして、修徳の上に最

も有效なる方便なり。

中村正直は徳川幕府に仕へ、低き身分より起りて昌平校の教官となり又選ばれて英國に留學せしが、明治の御代に及びて東京大學教授、女子高等師範學校長、元老院議官等となり、學位令の制定せらるるや文學博士の學位を授けられ、學徳共に高く世人の景仰する所となれり。又夙に同人社を興して生徒を教育し、多くの書を著



高修二
高修二

して後進を誘掖指導せり。正直二十二歳、昌平校寄宿寮にありける頃、一紙に、忠孝を忘れざる事、行住坐臥禮法に背かざる事、僞行僞言をせざる事、百事に勉強して怠惰ならざる事、凡事己を責めて人を責めざる事等、修徳に關する要項數箇條を丁寧認め、最後に年月氏名を記し、氏名の下に血判して此の條條を恪守すべきことを誓へり。かくて正直は勉めて怠らざりしかば遂に有徳有爲の學者となることを得たるなり。

明治天皇御製

榊葉にかけし鏡をかがみにて
人も心をみかけとぞ思ふ

利益主義

第十五課 公益世務(一)

第十五課 公益世務(二)

世教ヲ開キ
種極約
我等ノ教
互同情ヲモ
チ各自共ニ
福利ヲめん
様ツトナル
云々
自己修養
人々
三公共利益ヲ
世務ヲ開キ

勅語に「進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ」と宣へり。これ學を
修め業を習ひて智徳を養ひ、又進んで公共の福利を廣
め世上有益の業務を開くべき旨を諭させ給へるなり。
我等は他の人人と合同して町村をなし郡市をなし府
縣をなし又國家をなして生活する者なれば、互に同情
を有し相依り相助けて共に福利を享けざるべからず。
されば各人自己の修養を積み自己の發展を圖ると共
に常に公共の利害を顧慮し、決して人の迷惑となるこ
とを爲さざるのみならず、其の分に應じて公益を廣め
世務を開きて他の人人の爲に盡すべきなり。特に我が

高修二

公益ヲ廣メ世務
ヲ開ク方法
目カ職業
業務ニ對シ
進歩スルコト
道路橋等
ヲ造ルヲ又之ヲ
通ス等
学校圖書
館病院等
等々
感化院等
等々
由共コト
等々
取テ
等々

國は悠久なる歴史を有し國を擧げて一大家族の趣を
なし來れり。されば我等日本國民たる者は互に他の爲
を圖ること恰も一家に於ける人人の如くならざるべ
からず。
公益を廣め世務を開くには種種の道あり。かの佐太郎
が石橋をかけ換へ、栗田定之丞が風砂の害を防ぎ、フラ
ンクリンが圖書館を設立し消防の方法を改良したる
等既に我等の學びたる所なり。其他學術上の研究、政
治上經濟上の改善等の如き公益を廣め世務を開くの
道は決して少しとせざるなり。就中我等の多數が従事
する農工商業は國の爲世の爲に大切なるものなれば、

第十五課 公益世務(一)

是等の職業に従事する者は各其の業に勵みて之を改良進歩せしめ以て公益を廣め世務を開くの心掛なるべからず。

我が國は明治維新以後長足の進歩をなせりと雖も猶改善を要するもの少しとせず。殊に今日の如く列國對峙して互に富強を競へる世にありては我等國民たる者少しも油斷せず各其の分を盡して國利民福を増進することに努むべきなり。而して此の心掛を以て公益を廣め世務を開くときはまた自ら人類一般の爲ともなるなり。

明治天皇御製

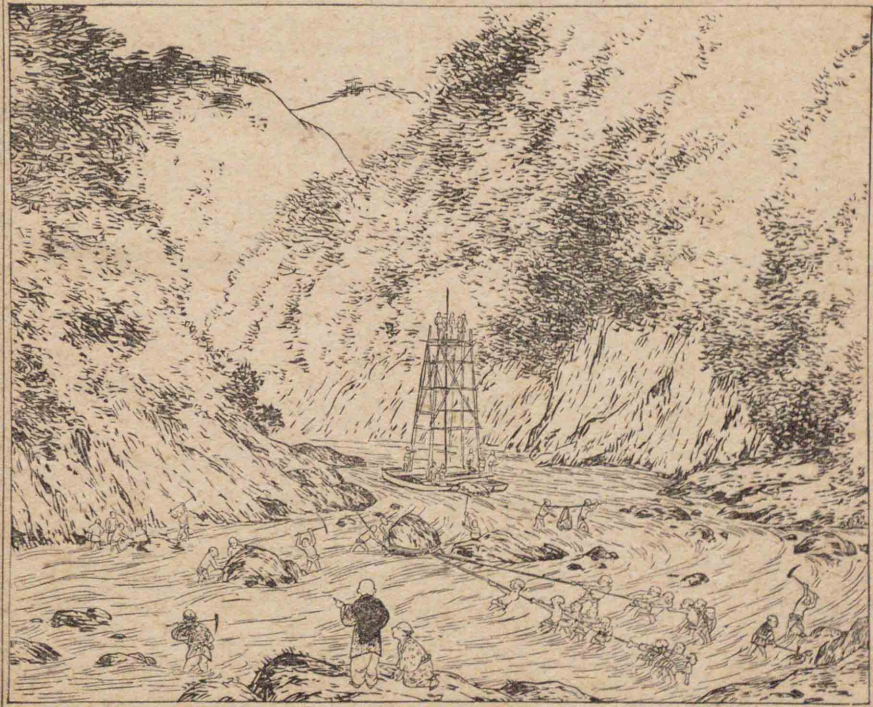
おのが身はかへりみずして人のため

つくすや人のつとめなるらむ

第十六課 公益世務(三)

今より三百年程前に角倉了以といふ人あり。醫師の家に生れしが性工事を嗜めり。或時美作に至りて高瀬船を見、淺き川にも船を通はし得べきことを知れり。かくて郷里嵯峨に歸りし後、大堰川を溯りて其の川筋を調べ、此の川を開かば高瀬船を通はすことを得べしとて、其の子をして私費を以て此の工事を營まんことを幕府に請はしむ。幕府は之を許可して早く着手すべしと命ぜり。慶長十一年了以は人夫を率ゐて其の工事に従

ひ、大いなる岩は轆轤繩を以て引きのけ、水中にあるものは其の上にふなやぐらを構へて多くの人夫を上らしめ、鐵鎚を打ちおろして碎かせたり。又川幅廣くして水淺き所は之を深くせんため石を疊みて川幅を狭くし、瀑たきなす所は掘崩して之を平にせり。かく



高修二

高修二

て六箇月ばかりにて工事全く終れり。これより運送の便開け、丹波より京都に穀物、石、材、木等を運び得るに至りたれば、人人大いに喜びぬ。

翌年幕府は甲斐より駿河に流るる富士川の川浚かほらへをも了以に命じたり。此の川は大堰川よりも一層險しかりしかど、了以はやがて亦よく其の功を終へたり。甲斐は山にて圍まれたれば、魚鹽に乏しく、駿河は材木に乏しかりしが、此の川開けてより互に是等の品を運送することを得て、雙方共に大いなる便益を得るに至れり。京都には賀茂川といふ川あれども、水淺くして船を通はすこと能はず。同十六年了以は、又幕府に請ひて其の

傍に高瀬川を掘開きたり。これより京都と伏見との間に船を以て荷物を運送することを得るに至り、隨ひて京都大阪間の交通運輸の便も大いに開け、京都にて大阪より仰ぎし物品の價爲に下落せしかば、市民大いに以の功を稱したり。

了以が辛苦經營して公共の爲に利益を圖りしは、實に感ずべきことならずや。我等も亦公益を廣め世務を開かんことに志すべきなり。

第十七課 國憲國法(一)

勅語に「常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ」と宣へり。國憲とは國の根本法則にして皇室典範及び大日本帝國憲法は

高修二

高修二

欽定憲法
協定憲法

國憲

大日本帝國國

憲法 明治五年

二月十日(紀念節)

大日本帝國國

憲法(根本法則)の帝國國憲法(皇室典範)

天皇(皇位)の繼承

天子(御定)の御成

御成(御成)の御成

御成(御成)の御成

御成(御成)の御成

御成(御成)の御成

御成(御成)の御成

御成(御成)の御成

御成(御成)の御成

御成(御成)の御成

御成(御成)の御成

御成(御成)の御成

御成(御成)の御成

御成(御成)の御成

御成(御成)の御成

御成(御成)の御成

御成(御成)の御成

御成(御成)の御成

御成(御成)の御成

御成(御成)の御成

御成(御成)の御成

御成(御成)の御成

御成(御成)の御成

之に屬す。國法とは國憲に屬するものを除く外廣く國の法則を指せるものにして法律命令等之に屬す。我等大日本帝國臣民たるものは常に國憲を重んじ國法に遵はざるべからず。
皇室典範は明治二十二年二月十一日に制定せられしものにて皇室に關する大法なり。而して皇室と國家とは密着して離るべからざる關係を有するが故に、我等臣民たるもの常に皇室典範を尊重せざるべからず。
皇室典範は皇位繼承・踐祚即位・成年立后立太子・敬稱攝政・太傅皇族等の十二章に分れ、外に明治四十年に發布せられたる皇室典範増補八箇條あり。皇室典範第一條

に曰く「大日本國皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ス」と。これ我が國に於ける皇位繼承の大法を明示せられたるものなり。

大日本帝國憲法も亦明治二十二年二月十一日に制定せられしものにして、皇室典範と共に國家統治の根本法則なり。憲法の上諭に曰く、「朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕カ親愛スル所ノ臣民ハ即チ朕カ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其ノ懿德良能ヲ發達セシメムコトヲ願ヒ又其ノ翼贊ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ乃チ明治十四年十月十二日ノ詔命ヲ履踐

高修二

シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕カ率由スル所ヲ示シ朕カ後嗣及臣民及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム」と。我等臣民たるものは常に憲法を尊重し聖旨の厚きに對へ奉らんことを期すべきなり。

大日本帝國憲法は天皇臣民權利義務帝國議會國務大臣及樞密顧問司法會計等の七章より成る。其の第一條に曰く「大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」と。これ實に我が帝國の萬世一系の皇統と相依りて終始し古今永遠に互りて變ることなきを明かにしたるものなり。

我が憲法は國民に參政の權利を與ふ。參政の權利は國

民が國家の政治に參與するの權利にして、國家の政治に參與するはまた國民の義務たるなり。されば我等は智徳を修めて立憲帝國の臣民たるに恥ぢざらんことを期せざるべからず。又帝國議會の議員たる者は直接に政治に參與するものなれば、之を選擧するには徳操識見よく其の任に適する者を擧ぐることに努むべきなり。

第十八課 國憲國法(三)

皇室典範・大日本帝國憲法の外詔書・勅書・法律・命令等ありて、いづれも我が國臣民たるものの遵奉して怠るべからざるものなり。

詔書・勅書は天皇の大權を以て發せらるるものにして、皇室及び國家の大事に關する聖意を示させ給ふものなり。法律は帝國議會の議決を経て天皇の發し給ふ法則なり。命令は専ら天皇の大權に依りて發し又は發せしむる法則にして帝國議會の議を経ざるものなり。命令の中には勅令等の如く御親裁に出づるものあり、又閣令・省令・府縣令等の如く行政機關に委任して發布せしむるものあり。

地方團體の自治も國家の事務を行ふものに外ならざれば、市町村條例の如きも亦國法の一なり。我等は他の國法と同じく之を遵奉せざるべからず。

凡そ人の合同生活をなすには必ず各人の爲すべきことと爲すべからざることと爲し得べきこととの定なるべからず。若し此の如き定なく各人各自の欲する所に従ひて行動するときには弱肉強食の情態となりて合同生活は破壊せらるるに至るべし。況や國家の秩序を維持し國運の發展を圖らんとするに於てをや。國憲國法は實に國家の秩序を維持し、公共の福利を増進し、以て我等の合同生活を全からしむるものなり。國憲を重んじ國法に遵ふは我等の重大なる務なり。故意に國憲國法に違背する者の罪惡は論ずるまでもなければども、之を知らずして遵奉を怠る者も亦臣民たる

高修二

王の命に義礼知信

の本分に背くものなり。

明治天皇御製

上つ代の御代のおきてをたがへじと

おもふぞおのがねがひなりける

第十九課 義勇奉公(二)

勅語に、「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ」と宣へり。義勇とは義にかなへる勇氣にして、「公ニ奉シ」とは皇室國家の爲に力を盡すの義なり。若し一朝大事の起ることあらば、身命を顧みず皇室國家の爲に力を盡すべきは我等の最も大いなる務なりとす。我が國が世界無比の國體を有し光輝ある歴史を有す

百二緩急アレハ義勇公ニ奉シ
君臣の義
我々の皇室ニ對シ
公ニ奉シ
國體を有し
歴史を有す

るは我等の既に學びたる所なり。我等臣民たるものは飽くまでも此の無比の國體を擁護し此の光輝ある歴史を汚さざらんことを期せざるべからず。此の心掛なき者は實に我が國臣民たるの資格なき者と謂ふべきなり。

世界の文明諸國はいづれも平和を重んぜざるはなし。然れども文明の進歩と共に各國相互の關係益々複雑となり、其の競争次第に激烈を加ふるを以て、何時世界の平和の破ることありて累を我が國に及すべきや豫測すべからず。されば我等は平日に於て事變に應ずるの覺悟を養ひ置かざるべからざるなり。

高修二

高修二

軍備維持
治安保衛
政治の平和
義務の存在
産業の振興
勤王精神
天皇の統率
陸海軍の入り
國家の防衛
國民の士氣
義勇奉公の精神

國家には軍備なかるべからず。軍備なきときは其の獨立を維持し治安を保有すること能はざればなり。大日本帝國憲法第二十條に「日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス」と定められ、徵兵令第一條には「日本帝國臣民ニシテ滿十七歳ヨリ滿四十歳迄ノ男子ハ總テ兵役ニ服スルノ義務アルモノトス」と定められたり。國民として天皇の統率し給ふ陸海軍に入り國家防衛の事に當るはまた大いなる名譽と謂ふべきなり。我が國民は古より義勇奉公の精神に富み、相傳へて國民一般の氣風をなせり。古歌に「海行かばみづく屍山行かば草むす屍大君のへにこそ死なめかへりみはせじ」

と、又「今日よりは顧みなくて大君の醜の御楯と出て立つわれは」とあるを以ても、我等が祖先の志氣を見るに足らん。奈良時代・平安時代には軍團等の設ありて海内壯丁の兵役に堪ふる者を採りしが、武家政治の世となりてより軍事は専ら武士の任ずる所となれり。かくて明治六年に至り、徴兵令新に發布せられ、全國皆兵の制に復せり。我が國民たるものは常に其の志氣身體を鍊磨し、一旦緩急あるに際して義勇奉公の務を全うすべきなり。

第二十課 義勇奉公(三)

一旦緩急あるに際し身命を抛ちて君國の爲に盡すは

陸海軍人たる者の本分なれども、義勇公に奉ずるは獨り軍人のみの事と思ふべからず。軍人にして義勇奉公の念如何に旺盛なりとも、軍資に乏しく且國民の援助を缺くときは君國擁護の實を擧ぐることに難かるべし。戰場に立たざる國民が勤勉節約して戦費の負擔に任じ、出征軍人を慰藉し、其の家族を救護するが如き亦實に義勇公に奉ずるの道なり。

明治三十七八年戦役の際、或地方にては重要肥料の一種たる滿洲大豆粕の輸入殆ど全く杜絶し、爲に農家にては非常なる恐慌を來せり。是に於て綠肥栽培の法を講じ、各戸孜孜として之が實行に努め且相助けて耕作

に勵みしかば、十分の肥料を得て作物の收穫に何等の支障を見ざりしのみならず、却つて耕作地を増加し又肥料の爲に年年消費せる數百萬圓を節約することを得たり。

當時豫備兵等の出征によりて農家の壯丁は大いに其の數を減ぜしかば、或地方の青年會の如きは會員相約して出征者の留守宅に赴き、農事を補助せり。而して晝食等の爲に其の家人を煩はさじとの用意より、ことさら午前と午後とに交代することとせり。尙其の青年會にては同村の出征軍人を慰めんとて、有志者より閱覽し終りたる新聞紙を請受け、又別に同村の消息を印刷

高修二
高修二

し、前者は毎月五回後者は毎月一回之を戰地に送りたり。

又女子として戰時に於ける務を全うせんが爲に、繻帶を製して陸海軍に寄贈する者、看護婦となりて傷病兵の救療に従事する者等少からざりき。或地方にては有志相集りて蠶絲婦人會といふを組織し、共同して養蠶に従事し好成績を得て其の收益の全部を恤兵部に獻納せり。

是等によりて當時の國民が熱誠を以て義勇奉公の道を盡したる有様を察すべきなり。宜なるかな、我が軍の連戰連勝して國威を發揚せしことや。されど義勇公に

奉ずるは戦時のみの事にあらず、平時にありても此の心掛を失ふべからず。國民皆此の心掛を以て業に勵み、國家の隆昌を致さんことを期すべきなり。

明治天皇御製

敷島のやまと心のををしさは

事あるときぞあらはれにける

第二十一課 皇運扶翼

勅語に「以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」と宣へるは「父母ニ孝ニ」より「義勇公ニ奉シ」に至るまでの道を能く行ひて天地と共に窮なき皇位の御盛運を助け奉るべしとの御趣意なり。

高修二

天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ
父母ニ孝ニ
義勇公ニ奉シ
至るまでの道
能く行ひて
天地と共に
窮なき皇位
の御盛運
を助け奉る
べしとの御
趣意なり

我が皇位の天壤と共に窮なきは既に學べる如く天祖の神勅に示し給ふ所なり。而して我が大日本帝國は此の天壤無窮の皇位によりて存立するものなれば、我等帝國臣民たるものは皇位の益榮えまさんことを祈り「父母ニ孝ニ」より「義勇公ニ奉シ」までの聖諭を奉體して常に之を實踐躬行せざるべからず。

聖旨を奉體して常に之を實踐躬行するときは、よく一家の和合を致し、社會の平和を完うし、國民の品位を高め國力を充實し、國家の秩序を正しくし、國威を發揚することを得べし。此の如くにして我等は皇運を扶翼し奉るを得るなり。我等大日本帝國臣民たるもの勅語に

垂示し給ふ所を服膺し以て皇運扶翼の務を全うせずして可ならんや。

明治天皇御製

昔より流たえせぬ五十鈴川

なほよろづ代もすまむとぞ思ふ

うけつぎし國の柱の動きなく

さかえ行くよをなほいのるか

第二十二課 忠孝一致

勅語に「是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン」と宣へり。「是ノ如キハ」とは「父母ニ孝ニ」より「皇運ヲ扶翼スヘシ」ま

忠孝一致

是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン」と宣へり。「是ノ如キハ」とは「父母ニ孝ニ」より「皇運ヲ扶翼スヘシ」ま

子孫承ふ道にぞいひつるすいひつるに仕ふる跡をたへざらん

でを承けて宣へる御言葉なり。即ち是等の道を全うするは天皇に對し奉りて忠良なる臣民たるのみならず、又祖先の遺風を顯すものにして、祖先に對して孝順なる子孫たることを諭させ給へるなり。されば勅語に示されたる道を全うするは臣民としては君に忠に子孫として父祖に孝なるものなり。忠は我等の祖先が第一の本務として恪守したる所なり。大伴家持の詠みたる長歌の中に「人の子はおやの名絶たず大君にまつるふものといひ繼げるといひ源雅頼は子^こを思ふ道にぞいのるすべらぎに仕ふる跡をたがへざらん」と詠み、親は偏^{ひとへ}に其の子の君に忠ならん

ことを念じ、これを以て己に孝を盡すの大いなるものとなせり。されば我が國の道たる君に忠を盡せば孝自ら其の中にあり。又父祖に孝ならんと欲せば君に忠を盡さざるを得ざるなり。

忠孝は我が國道德の大本なり。而して忠を離れて孝の存する理なきが故に忠孝は一致して相分れず。忠孝の一致は實に我が優絶せる國體に基づきて生ぜる美風なり。

人人常に勅語の御趣意を奉體し、孝友和信より義勇奉公に至るまでの道を實行して誤らざば、よく皇運を扶翼して忠良なる臣民となり、又祖先の遺風を顯彰して

高修二

高修二

孝順なる子孫となるを得べきなり。

第二十三課 皇祖皇宗の御遺訓(二)

勅語に「斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス」と宣へり。「斯ノ道」とは「父母ニ孝ニ以下義勇公ニ奉シ」までを指し給へるなり。「古今ニ通シテ謬ラス」とは過去及び現在に通じて謬なしとの義にして「中外ニ施シテ悖ラス」とは國の内外を問はずいづくに之を行ひても差支なしとの義なり。

斯の道は勅語に諭させ給ふ如く皇祖皇宗の御遺訓なり。皇祖皇宗は御實行によりて儀範を垂れさせ給ひ、又

時時の詔勅等によりて教訓を遺させ給へり。明治天皇の御製に

あし原の瑞穂の國のよろづ代も

みだれぬ道は神ぞひらきし

傳へ來て國の寶となりけり

ひじりの御代のみことのりぶみ

と宣ひしはこれなり。以て斯の道の由來する所遠く且極めて尊嚴なるを知るべきなり。

斯の道は公明正大にして、萬世に互りて磨滅せざるの眞理なり。されば畏くも皇祖皇宗の御子孫の常に遵守せさせ給ふ所なり。

我等の祖先は皇祖皇宗の御旨を奉體し世世斯の道を實行して其の美を濟したり。我等も斯の道を恪守し實踐躬行須臾も怠らず、以て聖旨に副ひ奉ると共に祖先の志を全らし且之を永遠に子孫に傳へざるべからず。

第二十四課 皇祖皇宗の御遺訓(二)

一國の制度風俗は時勢に應じて多少の變動あるを免れず、又其の文物も日に月に進歩して止まざるべきが故に、過去に於て尊ばれしものも現在に於て其の價値を失ふものなすとせず。然れども勅語に示させ給ふ道は天地の公道にして、何れの世にありても變動せざること猶日月の光明の古も今も變らざるがごとし。其の

よく古の世に行はれたるは之を歴史に徴すべく、今の世にもよく行はれ將來にもよく行はるべきは毫も疑を容れざるなり。これ斯の道の古今に通じて謬らざる所以なり。

忠孝の大義が我が國體に基づきて其の美を發揮したるは他國に類例を見ずと雖も、勅語に示させ給ふ道は天理に順ひ人情に基づくものなれば世界の内之を施して悖る所なきなり。何れの國民か子の親に事へて孝なるを非とし、兄弟姉妹の友愛を卑しむ、夫婦相和し朋友相信ざるを不可とするものあらん。恭儉博愛も修學習業も智能の啓發、徳器の成就も公益を廣め世務を開

高修二

高修二

くことも國憲を重んじ國法に遵ふことも義勇公に奉ずること獨り我が國にのみ行ふべくして外國に行ふべからざるの理あらんや。これ斯の道の中外に施して悖らざる所以なり。今や勅語の聖旨は歐米諸國に傳はり、彼の國の識者をして齊しく歎美せしむるに至れり。

斯の道の公明正大にして古今に通じて謬らず中外に施して悖らざること此の如し。我が國臣民たるものは其の皇祖皇宗の御遺訓たることを心に銘し又我等の祖先の遵守して怠らざりし道なるを思ひ、篤く信じ力めて行ひ、以て優渥なる聖旨に答へ奉らんと心掛くべ

きなり。

第二十五課 一徳

勅語の終りに「朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ」と宣へり。拳々は奉持の貌なり。服膺とは胸に着くるの義なり。されば拳々服膺とは兩手にて物を大切に持ちて胸に着くるが如く遵奉するをいふなり。徳ヲ一ニセンとは皆皇祖皇宗の御遺訓を遵奉して其の徳を同一にせんとの聖意を示されたるなり。

既に學びたるが如く勅語に示されたる道は皇祖皇宗の御遺訓にして我等の祖先が尊重奉體して其の實行

高修二

高修二

に努めたるものなり。又斯の道は天地の公道にして古今に通じて謬らず中外に施して悖らざるものなり。我等の之を遵守して怠るべからざるは言を須たず。況や天皇率先して斯の道を實踐躬行し給ひ、我等臣民と共に其の徳を同じうせんことを望ませ給へるに於てをや。

抑國家の隆盛を圖るには國民心を一にして之に當らざるべからず。而して國民心を一にするは其の徳を一にするより大切なるはなきなり。君臣上下其の徳を一にせんことを望ませ給へる聖旨の廣大深遠なる、誰か欽仰感佩せざらん。我等は日夕皇祖皇宗の御遺訓を服

膺して斯の道を實踐し、貫くに忠孝の大義を以てし、相共に心を一にして我が大日本帝國の隆盛を圖るべきなり。

明治天皇御製

國のためいよいよつくせ千よろづの

民もこころを一つにはして

第二十六課 勅語下賜

我等の嘗て學びたるが如く教育に關する勅語は明治天皇の下し賜ひしものなり。我等は茲に其の由來につきて學ぶ所あらんとす。

明治維新の大業成るや我が國は歐米諸國と交際を親

密にし知識を世界に求めたれば、西洋の文物は盛に輸入せられたり。之が爲に人心新文物を習ふに急にして古きを棄てて新しきに就き、道德に關しても種種の説を生じ、學校にて授くる徳教の方針一定せず、國民も亦其の適從する所を知らざるの情態となれり。畏くも明治天皇は深く臣民の教育に御軫念あらせられしが、明治二十三年十月三十日時の内閣總理大臣及び文部大臣を宮中に召させ給ひて親しく此の勅語を下し賜へり。聖勅一たび下りて、天日の密雲を披きて光明を放つが如く、我が國に於ける徳教の方針茲に定まり、國民も亦其の嚮ふ所を一にするを得たり。

此の勅語は我が固有の國體に基づき、古今東西に通ずる萬世不易の聖訓なり。我等は學校を去りて家業を執るに至りても常に勅語の御趣意を奉體して斯の道の實行に努めざるべからず。方今世界各國の交通は益頻繁にして社會の事物日に新なり。國民たるもの苟且偷安を事とするときは爲に國家の衰替を招くべし。我等は奮勵努力して斯の道を實行し、天壤無窮の皇運を扶翼し、帝國の光輝を宇内に發揚すべきなり。

高等小學修身書卷二 兒童用終

高修二

5.450

能海定員

大正二年十一月八日印刷
 大正二年十一月十五日翻刻發行
 大正二年十一月廿八日翻刻發行

著作權所有

著作兼發行者

文部省

高等小學修身書 卷二 兒童用

定價金 八錢
大正八年度臨時定價 金拾貳錢

定價金 八錢
大正九年度臨時定價 金拾四錢

東京市小石川區指ヶ谷町百三十六番地

東京書籍株式會社

代表者

原亮一郎

翻刻發行兼印刷者

印刷所

東京市小石川區指ヶ谷町百三十六番地
東京書籍株式會社工場

大正二年十一月十七日
 文部省檢査濟

發賣所

東京市日本橋區新右衛門町十六番地

株式會社 國定教科書共同販賣所

広島大学図書

2500027856

